

青森県海岸津波対策検討会 設置要領

(設置)

第1条 平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する津波災害を踏まえた海岸津波対策に係る津波の高さの決定に係る専門家の助言を得るため、「青森県海岸津波対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 検討会は、県が平成23年7月8日付けで農林水産省及び国土交通省から通知された「設計津波の水位の設定方法等について」により海岸保全施設の設計の対象とする津波(以下「設計津波」という。)の水位を設定し、今後の海岸保全施設の整備に反映すること及び最大クラスの対象地震・津波を想定するための助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 設計津波及び計画堤防高
- (2) 最大クラスの津波高及び津波浸水予測図
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会の組織は、別表1のとおり構成し、座長と委員を置く。

(座長)

第5条 座長は、検討会を代表し、その議長となる。

- 2 座長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(オブザーバー)

第7条 検討会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、別表2に示す各課により構成する。

- 2 検討会の庶務は、県土整備部河川砂防課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年 1月 5日から施行する。

この要領は、平成26年12月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 7月27日から施行する。

この要領は、令和 2年10月 7日から施行する。

(別表1)

| | |
|----|--|
| 役職 | 構成員 |
| 座長 | 佐々木 幹夫[ササキ ミチオ] (八戸工業大学大学院社会基盤工学専攻 名誉教授) |
| 委員 | 南 将人[ナミ マサト] (八戸工業高等専門学校建設環境工学科 教授) |
| | 加藤 雅也[カトウ マサヤ] (八戸工業大学大学院社会基盤工学専攻 教授) |
| | 加藤 史訓[カトウ シノブ] (国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室 室長) |

(別表2)

| | |
|-------|------------|
| 農林水産部 | 農村整備課 |
| | 水産局漁港漁場整備課 |
| 国土整備部 | 河川砂防課 |
| | 港湾空港課 |
| 危機管理局 | 防災危機管理課 |